

○福岡県警察職員の分限に関する規程（概要）

（昭和 31 年福岡県警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、福岡県警察職員(地方警務官を除く。)の意に反する降任、免職又は休職(以下「分限」という。)の審査について、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 分限審査委員会の組織
- 所属長の申立
- 審査命令
- 審査の通知
- 被申立者の防御
- 委員会の審査
- 証拠等の提出
- 持ち回り審査
- 委員会の答申
- 分限の処分
- 分限の処分の手続

などの項目からなっている。